

熊本県からのお知らせ

「住民の皆様の御意見・御提案をお聴きする会」の開催について

熊本県では、令和2年7月豪雨からの復興プランの策定や今後の治水の方向について幅広く御意見を伺うため、「住民の皆様の御意見・御提案をお聴きする会」を下記のとおり、開催します。

本会でご発言をご希望される場合には、開催日の前日までに熊本県球磨川流域復興局までご連絡をいただきますようお願いします。

記

期 日	場 所	時 間
10月22日(木)	球磨村役場3階 小会議室	13時30分～15時
10月22日(木)	神瀬多目的集会施設	15時30分～17時
10月23日(金)	さくらドーム横コンテナハウス	15時30分～17時

- ・お一人様、いずれかの会場の一箇所での御参加となります。
- ・会場の都合により、規定の人数に達した場合は、参加をお断りする場合があります。

■連絡先 熊本県球磨川流域復興局 ☎096(333)2608
(平日 8時30分から17時30分まで)

■熊本県公式ホームページ
住民の意見を御意見・御提案をお聴きする会について
URL https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_36755.html

■問い合わせ 熊本県球磨川流域復興局 ☎096(333)2608

令和2年7月豪雨災害に伴う合併浄化槽の補助制度について

令和2年7月豪雨災害により合併浄化槽の更新が必要となる個人住宅を対象として、浄化槽の補助事業を拡充します。

■補助対象者 令和2年7月豪雨災害により合併浄化槽が損傷した方

■補助制度の拡充内容

被災合併浄化槽の更新について

- ・家屋の新築・建て替えに伴う合併浄化槽の設置費用の一部を補助
- ・被災した合併浄化槽の更新（入替）費用の一部を補助
- ※故障した合併浄化槽の改築（機器修理）費用は個人負担
（例：ブロワー交換など）

■補助限度額 ※従来の補助制度と同額

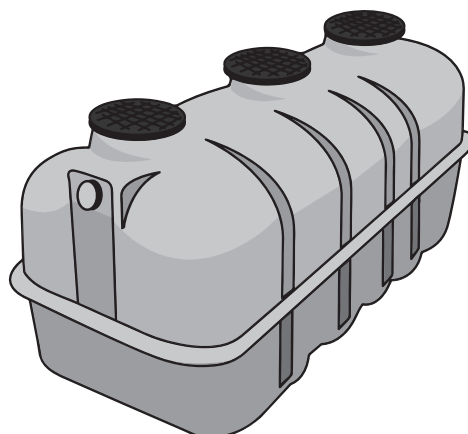
人槽区分	補助限度額
5人槽	560,000円
7人槽	720,000円
10人槽	1,040,000円

■被災した単独浄化槽及び汲み取り便所から合併浄化槽へ転換する場合

被災の有無にかかわらず、従来の補助制度の対象となります。

■被災浄化槽の更新（入替）に伴う浄化槽の撤去費用について

- ・上水の汲み取り料 ⇒ 個人負担
- ・上部スラブ及び浄化槽本体の産廃処分料 ⇒ 村負担



令和2年7月豪雨災害に伴う浄化槽の補助制度についてのQ & A

Q1：被災による家屋の建替に伴い合併浄化槽を設置する場合、補助対象となりますか？

A1：対象になります。

Q2：家屋はそのまま、被災浄化槽を更新(入替)する場合も補助対象となりますか？

A2：対象になります。

Q3：単独浄化槽が被災を受けて、合併浄化槽に更新する場合は補助対象となりますか？

A3：被災の有無にかかわらず、従来の補助制度の中で対象になります。

Q4：汲み取り便所が被災を受けて、合併浄化槽に更新する場合は補助対象となりますか？

A4：被災の有無にかかわらず、従来の補助制度の中で対象になります。

Q5：被災浄化槽の改築(ブロワーの交換等機器の更新)について、補助はありますか？

A5：補助対象外ですので個人負担になります。

Q6：浄化槽に流れ込んだ土砂を撤去すれば、浄化槽が使用できる場合、土砂の撤去費用に補助はありますか？

A6：土砂の流入が少量の場合、人吉衛生公社によりバキュームダンパーで土砂を撤去しますが、その費用は村が負担します。ただし、バキュームカーによる上水の汲み取り及び水張りの費用は個人負担となります。※人吉衛生公社においては、土砂を撤去しても以前の機能を保つことを補償できないため、承諾書の提出が必要となります。

Q7：被災浄化槽の更新(入替)に伴う浄化槽の撤去費用について、補助はありますか？

A7：浄化槽の撤去費用のうち、上部スラブ及び浄化槽本体の産廃処分料については村が負担します。ただし、バキュームカーによる上水の汲み取り料は個人負担となります。

Q8：浄化槽の設置及び更新に伴う工事について、年度内に完了しなくても大丈夫ですか？

A8：年度内、3月31日までの完了が条件となりますので、工期を考えて申請してください。

■合併浄化槽設置補助金額

5人槽：560,000円 / 7人槽：720,000円 / 10人槽：1,040,000円

■問い合わせ

球磨村役場 生活環境課 ☎0966(32)1140

解体ごみの搬入について

新たな仮置き場の整備完了に伴い、解体工事等により生じた廃棄物の仮置き場への搬入が可能になりましたのでお知らせします。

開始時期 令和2年10月20日(火)

場所 金橋商会砕石工場跡地

(球磨村渡乙128-6)

日時 日曜日を除く 9時～12時
13時～16時

注意事項 ・搬入するためには許可証が必要です。

・※生活環境課で発行します。
・分別の徹底をお願いします。

許可証申請に必要な書類

- ・被災家屋等の解体廃棄物特別搬入許可証交付申請書
- ・契約書の写し
- ・罹災証明書の写し
- ・申請にこられる方の身分証明書
- ・解体事業者が申請する場合は次の書類も併せて必要です。
 - ・委任状
 - ・会社の名刺等

問い合わせ

球磨村役場生活環境課

☎0966(32)1140

球磨村会計年度職員を募集します

■職種及び採用人員等

職 種	人数	業務内容	勤務時間・休暇	必要資格
ふるさと創生課 事務補助	1名	企画調整係に所属し、 2020年国勢調査の事務 補助等に従事します。	【勤務時間】 8:30～16:30 1日7時間勤務 【休暇】 土日祝日・年末年始 有給休暇・特別休暇	普通自動車免許 (AT限定可)

■給与等 初任給（1日7時間勤務時 報酬月額/毎月21日支払い）
ふるさと創生課事務補助：月額131,000円～(学歴に応じて決定)

その他手当等

通勤手当を支給。社会保険及び雇用保険適用

■勤務場所 球磨村役場ふるさと創生課 ☎0966(32)1114

■任用期間 採用した日～令和3年1月31日（更新なし）

■応募手続き (1)受付の期日及び時間
・期日：令和2年10月20日(火)～11月2日(月)まで(土日祝日を除く)
・時間：午前8時30分から午後5時まで

(2)申込先

球磨村役場総務課

申込用紙は村公式ウェブサイト及びふるさと創生課に備え付けてあります。

■試験の内容及び日時等

- ・試験内容：面接試験及び自己紹介カード等による書類選考
- ・日時等：令和2年11月上旬 球磨村役場
※申込後に別途お知らせします。

■問い合わせ 球磨村役場 総務課 ☎0966(32)1111